

説明会での主な質問と回答

立川都市計画道路3・4・25号立川小川橋線、小平都市計画道路3・4・24号小川橋青梅橋線及び小平都市計画道路3・3・3号新五日市街道線 事業概要及び測量説明会

・平成26年10月28日（火）

Q1 用地買収後の残地の補償はどうなるのか。

A1 買収は事業に必要な都市計画線の中の土地だけとなります。ただし、残った土地がわずかな面積であったり、道路の隅切りに当たるような場合には買わせていただく場合もあります。

Q2 今回の用地買収による店舗建物の移転に時間がかかるので、用地折衝の順番や優先順位を教えてください。

A2 皆様から個別に事情を伺い、お急ぎの方から優先的に対応させていただきます。

Q3 昭和36年に決定された古い都市計画道路とのことだが、何故、今、この時期に事業を実施するのか。

A3 多摩地域には、まだ整備できていない都市計画道路が半分近くあり、東京都で、これまで3回に渡り事業の優先整備順位等について見直しを重ねてきた結果、事業実施が今になりました。

Q4 都市計画があるにもかかわらず、数年前に建築確認が認められ、新築の家が建てられたのは何故か。

A4 都市計画決定以降、現在までの建築確認については、都市計画線があっても、法律で許可の基準となる建築物の構造と階数が定められております。

Q5 本説明会のわずか1年前に都市計画線内に家が建っている。公有地拡大推進法という制度があるにもかかわらず、何故、更地の段階で買収しなかったのか。

A5 制度としてはありますが、ご要望をいただいても、現状では

予算上の都合で、お受けできない状況です。

Q6 パンフレット（東京のみちづくり）には、アパートなどの居住者の皆様も含まれますとの記載があるが、店舗や事務所の賃貸のテナントも補償の対象に含まれるのか。

A6 居住者だけではなく、店を借りている方、占有者の方々も補償の対象になります。

・平成26年10月29日（水）

Q1 用地買収後の残地の補償はどうなるのか。

A1 買収は事業に必要な都市計画線の中の土地だけとなります。ただし、残った土地がわずかな面積であったり、道路の隅切りに当たるような場合には買わせていただく場合もあります。

Q2 第3次事業化計画の中で優先整備路線に入っていない小平3・3・3号線の整備は、次の事業化計画の中で位置付けてから整備すべきだ。

A2 小平3・3・3号線は、平成18年に東京都が公表している「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」では優先整備路線としての位置付けはありませんが、今回の道路整備では小川橋交差点の改良が非常に重要なポイントであり、検討の結果、小平3・3・3号線の一部を活用する改良案が交通処理の観点から最も適切であり、多大な事業効果が見込めることから、必要最小限の範囲で事業化することとしました。

Q3 都市計画決定が昭和38年で、それから現在まで長い年月、なぜ東京都は「こういう計画があるから住まないほうが良い」と言わなかったのか。

A3 都市計画決定以降、現在までの建築確認については、都市計画線があっても、法律で許可の基準となる建築物の構造と階数が定められております。

Q4 工事着工までの期間、現在の道路のメンテナンスはどうする

のか。歩道は、水溜りや、凹凸等が多く、危ない箇所もある。

A 4 現在の道路の維持管理については、今の段階で歩行者が危険な箇所の応急的な補修等を適宜行います。

Q 5 小川橋交差点では、幸町団地方面から来た車が、信号を見落として横断歩道に突っ込んでくる車がある。工事着工までの期間、交通渋滞や歩行者安全確保をどうするのか。

A 5 これまで警察が信号機を追加で設置した経緯もありますが、これ以上の抜本的な対策は難しいため、今回の道路整備による交差点の改良が必要であると考えています。

Q 6 小平 3・3・3 号線の整備については、小平市役所では「まだ予定が無い」と繰り返し聞いていたが、このまま虫食いの事業が進められ、気がついたら全線で道路事業が始まっているという状況になりかねない。住民の意見をもっと聞いてほしい。

A 6 小平 3・3・3 号線は第三次事業化計画における優先整備路線ではありませんが、今回の道路整備では小川橋交差点の改良が非常に重要なポイントであり、検討の結果、小平 3・3・3 号線の一部を活用する改良案が交通処理の観点から最も適切であり、多大な事業効果が見込めることから、必要最小限の範囲で事業化することとしました。

Q 7 環境影響評価の調査は実施しているのか。また、「東京都の自然の保護と回復に関する条例」47、48条に係る協議は、環境局と実施しているのか。

A 7 今回整備する道路は全て2車線道路であり、環境影響評価の対象事業とならないため、調査や評価は実施していません。また、「東京都の自然の保護と回復に関する条例」に係る環境局との協議は、適宜、必要な手続きを行います。

Q 8 小平 3・3・3 号線は、将来的に、今回整備箇所から更に立川方面に延伸する都市計画のようだが、そのスケジュールは。

A 8 小平 3・3・3 号線は第三次事業化計画の優先整備路線でないため、現時点で整備時期は未定です。

Q9 小平3・3・3号線の整備は渋滞解消のために重要なポイントになるとのことが、いつ、どこで協議し決定したのか、会議名等を教えていただきたい。

A9 道路の形状は、我々、整備する事業者と、交通管理者である警視庁が打合せをして決定していきませんが、現在は協議中です。

Q10 都市計画線外の立川通り（小平3・4・24号線～小平3・3・3号線の間）が整備範囲に含まれているが、その内容は。

A10 当該道路は小平3・3・3号線を整備することで生活道路化すると見込んでおり、地域にとって安全な道路となるよう、今後、交通管理者と具体的な整備方法を協議していきます。

Q11 小平市役所から小平市民に対し、新五日市街道線の今後の整備の進め方等について説明する機会を設けていただきたい。

A11 〔小平市より回答〕小平3・3・3号線については、今後、東京都が事業として進めて行く中で、今日のような説明会と同様に、皆様に説明がなされると理解しています。